

2025年2月

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

建て得でんき「電気需給約款（低圧）」改定のお知らせ

日頃より、「建て得」をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、「建て得でんき」の電気需給約款（低圧）につきまして、電気需給約款（低圧）第2条に基づく同約款の変更がございますことをお知らせいたします。

主な改定箇所は、第11条 供給の開始及び、第33条 当社からの解除・解約等になります。改定の詳細につきましては、新旧対照表にてご確認くださいませようお願い申し上げます。

改定の電気需給約款の実施日は、2025年4月1日になります。

なお、改定後の「電気需給約款（低圧）」全文につきましては、[リンク先](#)よりご確認ください。

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズでは、今後とも、お得で快適な住生活と安定的な電気のご利用に向け、企業努力を継続してまいります。宜しく申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

ご契約コールセンター 0120-965-118

受付時間 月曜～土曜 9:30～18:00（日・休祝日・年末年始を除く）

○ 約款の変更

<新旧対照表（変更箇所抜粋）>

※赤字が変更箇所

対象の約款 ・電気需給約款	
変更前	変更後（2025年4月1日実施）
<p>11 供給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定めます。その後、供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給開始日に電気の供給を開始いたします。</p>	<p>11 供給の開始</p> <p>(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定めます。その後、供給準備その他必要な手続きを経たのち、需給開始日に電気の供給を開始いたします。なお、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾した後、お客さまから需給開始に必要な情報の提供や必要な協力をいただけない等、お客さま都合による需給開始に向けた手続きに支障がある場合には、当社は需給契約を解約することがあります。この場合はその理由をお客さまにお知らせいたします。</p>
<p>33 当社からの解除・解約等</p> <p>(1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとし、この場合、当社は、需給契約を解除する14日前までに解除日を明示します。</p> <p>イ 料金の支払期日を経過してなお支払われないとき。</p> <p>ロ 他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われないとき。</p> <p>ハ お客さまが需給約款および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他、需給約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われないとき。</p> <p>ニ 需給契約の条項に違反したとき。</p> <p>ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。</p> <p>ヘ 破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなしたとき。</p>	<p>33 当社からの解除・解約等</p> <p>(1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社はお客さまとの需給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとし、この場合、当社は、需給契約を解除する14日前までに解除日を明示します。</p> <p>イ 料金の支払期日を経過してなお支払われないとき。</p> <p>ロ 他の電気需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われないとき。</p> <p>ハ お客さまが需給約款および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他、需給約款および料金表から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われないとき。</p> <p>ニ 需給契約の条項に違反したとき。</p> <p>ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。</p> <p>ヘ 破産、民事再生その他の法的倒産手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなしたとき。</p> <p>ト 当該需要場所において、お客さまと当社間で締結した「売電債権譲渡等契約書」が解約その他の理由で終了するとき。</p> <p>チ お客さまから11（供給の開始）に必要な情報をご提供いただけない等、当社の責</p>

	めとならない理由により供給開始に向けた手続きを完了できず、当該需要場所に当社が設置した太陽光発電システムの運転開始日又は成立日（別途当社とお客さまとの間で締結する売電債権譲渡等契約にて定義される意味を有します。）のいずれか早く到来する日から3カ月が経過したとき。
<p>附則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、2023年4月1日から実施いたします。</p> <p>本約款の実施日を含む4月分の料金算定においては、15（料金の算定期間）および、17（料金の算定）(1)に則り、「計量期間等」を「一月」として算定することとし、2023年3月の検針日から、2023年4月1日以降に到来する4月の検針日の前日までを算定期間といたします。当該算定期間においては、2023年3月31日以前についても、変更後の料金体系が適用されます。</p>	<p>附則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、2025年4月1日から実施いたします。</p>
<p>小売電気事業者 所在地</p> <p>〒130-0013</p> <p>東京都墨田区錦糸一丁目2番4号</p> <p>アルカウエスト</p>	<p>小売電気事業者 所在地</p> <p>〒136-0071</p> <p>東京都江東区亀戸一丁目5番7号</p> <p>錦糸町プライムタワー 9階</p>

小売電気事業者
株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ(A0461)
代表取締役 柏木 秀
〒130-0013
東京都墨田区錦糸一丁目2番4号アルカウエスト(2025年3月末日まで。移転先は上記)

【電気需給契約に関するお手続き・お問い合わせ】
TEL 0120-228-267
(年末年始をのぞく全日 9:00~17:00)